

施行規則第 60 条 開発行為または建築行為に関する証明申請書

- ・提出部数は1部です。郵送による提出も可能です。
- ・手数料は350円です。証明書を交付する際、窓口にて現金で納入をお願いします。
郵送により提出する場合は、申請書とあわせて手数料分の定額小為替を同封してください。
- ・開発行為または建築行為に関する証明申請書に、以下の書類を添付してください。

図 書	内 容
都市計画法の規定に適合していることを証明する書類	<p>【市街化調整区域】</p> <p>○線引き(昭和59年12月28日)以前からの建築物の建替の場合 (下記のうちいずれか1点以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線引き以前の確認通知と建築確認申請書(副本)の写し ・<u>土地及び建築物の登記事項証明書</u>の写し <p>○線引き後に開発・建築許可を受けた区域における建築物の建替の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発許可証又は建築許可証の写し <p>※農家住宅は都市計画法の手続きが不要となる場合があるので、事前にお問い合わせください。</p> <p>【市街化区域(敷地面積1,000㎡以上)】</p> <p>○市街化区域の宅地で開発行為を伴わない場合 (下記のうちいずれか1点以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認済証と建築確認申請書(副本)の写し ・土地の登記事項証明書の写し <p>○開発許可を受けた区域における建築の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発許可証の写し <p>【区域区分が定められていない都市計画区域(敷地面積3,000㎡以上)】</p> <p>○区域区分が定められていない都市計画区域の宅地で開発行為を伴わない場合 (下記のうちいずれか1点以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>都市計画区域に決定した日(※)</u>以前の確認通知と建築確認申請書(副本)の写し ・土地の登記事項証明書の写し <p>※柿崎都市計画区域は昭和54年12月28日に、妙高都市計画区域は平成10年4月1日に都市計画区域に決定</p> <p>○開発許可を受けた区域における建築の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発許可証の写し <p>【都市計画区域外(敷地面積10,000㎡以上)】</p> <p>○都市計画区域外の宅地で開発行為を伴わない場合 (下記のうちいずれか1点以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年5月18日以前の確認通知と建築確認申請書(副本)の写し ・土地の登記事項証明書の写し <p>○開発許可を受けた区域における建築の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発許可証の写し
位置図	建築場所を記載した図面
敷地求積図	敷地面積の算出式を明示する
配置図	建築物の配置が分かる図面 敷地内に都市計画施設がある場合は、その区域を明示する
予定建築物の設計図	予定建築物の各階平面図、立面図(2面以上)、建築面積の算出式を明示する
公図の写し	証明をしようとする土地の公図の写し